

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 概 況

令和6年度は、年間を通して、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、諸施策に取り組みました。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方にご参加いただきました。特に当局より普及に向けて要請のある電子申告（e-Tax）やキャッシュレス納付等については、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図るため、税務署、金融機関と連携し実践的な研修会を開催しました。

租税教育活動では、小学生を対象に、租税教室や税に関する絵はがきコンクールを積極的に実施し、その結果前年より多くの児童からご参加・ご応募をいただきました。

税の広報活動としては、会報の発行やホームページの公開、新聞による広報を実施しました。

税制提言活動は法人会の最重要な活動のひとつであり、新潟県連と合同で今後の望ましい税制のあり方について提言をまとめ、全法連に提出しました。その後新潟県連と連携して管内選出の国会議員や知事、市長、各議会議長に対して提言を実施しました。

〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、会員企業の福利厚生に資する事業に取り組みました。

福利厚生制度では、全法連による「challenge100」と銘打った制度加入企業拡大キャンペーン（県連単位）に、厚生委員会を中心として紹介活動を積極的に推進しました。

〔管理関係〕

事務精度の向上を志向し、諸規程の整備やWebを活用した諸会議への参加、事業活動態勢の改善等、管理運営の合理化に努めました。

令和6年度は電子帳簿保存法の改正に対応するため、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を新設しました。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

決算説明会、税制改正、新設法人税務研修会、年末調整や確定申告等、申告実務を中心に計画通り開催しました。

開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込人数	実施回数	講 師 名
決算期別説明会	453名	10回	新潟税務署 担当官
新設法人対象の税務研修会	87名	4 回	新潟税務署 担当官
令和 6 年度税制改正のポイントについて	173名	4 回	新潟税務署 担当官
フレッシュマンのための会社税務について	68名	1 回	新潟税務署 担当官
事業承継の税務	26名	1 回	新潟税理士法人 深滝合同事務所 税理士 星 野 拓 也 氏
土地・建物の税金について	42名	1 回	新潟税務署 担当官
やってみよう！ e-Tax eLTAX ダイレクト納付	108名	2 回	新潟税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官 茨 木 直 美 氏 第四北越銀行 事務サービス部 調査役 長谷川 里 恵 氏
会社がもらえる 助成金活用のポイントについて	36名	1 回	高橋公認会計士事務所 公認会計士 税理士 社会保険労務士 高 橋 信 太 氏
年末調整実務のポイントについて	258名	4 回	新潟税務署 担当官
経理・税務のレベルアップ研修会	22名	1 回	新潟税務署 担当官
確定申告のポイントについて	25名	1 回	新潟税務署 担当官
これからの社会に向かって	47名	1 回	新潟税務署 副署長 五十嵐 記 子 氏
災害と税	18名	1 回	新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 羽 賀 智 信 氏
租税教室研修会 「誰でも明日から租税教室講師」	37名	2 回	太陽設計㈱ 坂 井 隆 昭 氏
定額減税について	49名	2 回	新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 羽 賀 智 信 氏 新潟税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官 宮 本 鉄 也 氏

テ ー マ	申込人数	実施回数	講 師 名
事業承継に係る税務のポイント	12名	1 回	新潟県よろず支援拠点 コーディネーター 税理士 中小企業診断士 辰 喜 太 輔 氏
税の基礎知識 ～税の基本から査察調査に至るまで～	31名	1 回	新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 大 平 朗 氏

合 計 **1,492名 38回**

※税法・税務関連の各種テキスト等を作成し、研修会等の開催時等に会員及び一般市民に配付しています。

配付したテキスト等は、「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(1)税に関するもの）の通り（P20）

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会ホームページ上にバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。令和6年度のログイン数は2,813回でした。

(2) 租税教育活動

公益法人として、青年部会と女性部会を中心に「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学校高学年の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらう目的で「租税教室」が開催され、青年部会では講師として参加しています。青年部会では、GIGAスクール設備を有効に活用し、時短・効率化により授業内容の拡充を図って、税と社会制度が一体的に演習できるような新方式を工夫した授業を行い、大変ご好評をいただいております。

令和6年度は、市内の小学校14校で30コマを担当し、972名の児童が受講しました。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、小学生への租税教育活動として「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

令和6年度は、新潟市内の小学校82校に絵はがきコンクールへの参加を要請し、29校から874点の作品応募がありました。応募作品数は前年比+181点と大幅な増加となりました。その中から、金賞1名、銀賞1名、銅賞1名及び新潟税務署長賞2名を選定し、表彰しました。

優秀賞を加えた全受賞作品を、税を考える週間に合わせて11月11日から11月22日までNEXT21とアピタ新潟西店、アピタ新潟亀田店にそれぞれ掲示しました。

③ 「税についての作文」事業

新潟税務署管内税務団体協議会の一員として、中学生および高校生の「税についての作文」事業の応募作品の中から、中・高校生それぞれ1編ずつに対して新潟法人会から会長賞を授与し、会報157号で紹介しました。

④ 新潟市租税教育推進協議会の活動

租税教育の更なる充実を目的に、以下の活動に参加しました。

ア. 新潟市租税教育推進協議会定期総会

開催日	令和6年11月11日（月）
場 所	新潟税務署 2階会議室
議 題	(1) 令和5年度事業報告 全員賛成
	(2) 令和6年度事業計画（案） 全員賛成

イ. 租税教室意見交換会（1回）

開催日	令和7年3月25日（火）
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎302会議室
議 題	・租税教室の意見交換
	・令和7年度の租税教室の申込状況等について

(3) 税の広報活動

① 新潟法人会「会報」及び全国法人会総連合機関誌「ほうじん」の配付

税、経営等に関する最新の情報を提供するため、新潟法人会の「会報」を年3回、全法連「ほうじん」を年4回（季刊発行）、会員および一般向け（県庁・市役所・第四北越銀行）に無料で配付しました。

② 新聞による税の広報

確定申告期のスタートにあたり、2月11日（火・祝）の新潟日報朝刊に会長挨拶および税務署の確定申告のPRを会員紹介記事と合わせて全面広告（白黒）にて掲載しました。

③ ホームページによる税の広報

- ・国税庁の最新情報をホームページにリンクしてお知らせしています。
- ・各種研修会・セミナー情報を含め、様々な法人会情報を掲載し、広く発信しています。
- ・研修・セミナーの参加申し込みをホームページからも申込できるようにしています。

(4) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。

法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し、企業の税務コンプライアンス向上に取り組んでいます。各種研修会・セミナーの冒頭や、会報・ホームページ等でツールの紹介と活用をお知らせしています。

2. 税制改正提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を検討しました。

「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、令和6年6月10日に新潟県連との合同税制委員会を開催し、要望事項を取りまとめて全法連へ提出しました。

新潟県連と合同でまとめた要望事項は、「資料2」の通り（P22）

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連では、各県連からの「税制改正要望」をもとに、9月19日理事会において「税制改正に関する提言」が決議されました。これをもって新潟県連および単位会は要望実現のための提言活動を展開しました。

新潟法人会では、税制委員長、専務理事、事務局長で編成した要望団によって、令和6年11月28日、管内選出の衆参両院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に、地方自治体に対する要望活動として、県知事・県議会議長、市長・市議会議長へ提言書を提出しました。

「令和7年度税制改正に関する提言」（要約）は、「資料3」の通り（P29）

(3) 法人会の税制改正提言の主な実現事項（全法連）

法人会が提言した項目のうち改正が行われたものは、「資料4」の通り（P35）

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関する研修会の実施状況

研修会開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込人数	実施回数	講 師 名
米大統領選挙の行方を読む	137名	1回	双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉 崎 達 彦 氏
世界の潮流 日本の現在地	240名	1回	信州大学 社会基盤研究所 特任教授 山 口 真 由 氏
継続は力なり	286名	1回	国際オリンピック委員会 委員 太 田 雄 貴 氏

テ ー マ	申込人数	実施回数	講 師 名
情報セキュリティ対策について ～個人情報保護法規則・ガイドライン改正のポイント～	47名	1 回	㈱ITスクエア 高 木 博 士 氏
取組事例に学ぶ「事業継続力強化」 ～有事に役立つ対応力強化のポイント～	23名	1 回	中小企業基盤整備機構 高 山 千佳歳 氏 AIG損害保険㈱ 荒 井 亮 輔 氏
健康保険・厚生年金保険制度について	112名	1 回	全国健康保険協会 新潟支部 企画総務グループ 郷 義 幸 氏 新潟西年金事務所 厚生年金適用調査課長 島 津 正 文 氏
「生成AI」って何？～基本と活用について～	64名	1 回	第四北越ITソリューションズ㈱ 佐 藤 大 輔 氏 阿 部 弥 生 氏
ちょっと気になるお酒の話 Ver.2.1	27名	1 回	新潟税務署長 田 中 豊 氏
健康経営研修会	18名	1 回	㈱高助 後 藤 祐太郎 氏
危機をチャンスに変える逆転の発想	27名	1 回	㈱カーブドッチ 代表取締役 掛 川 千恵子 氏
M&A・事業承継について	20名	1 回	弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士 大 出 竜 也 氏
任意後見制度と家族信託	10名	1 回	とき司法書士法人 川 嵯 一 夫 氏
若手・新入社員研修	9 名	1 回	Kアプローチ 菊 野 麻 子 氏
幸せな人生を送る為の睡眠改善 あなたはどの動物タイプ？	32名	1 回	ネムリノチカラ 代表 ヨシダ ヨウコ 氏
労働環境で今、気を付けたいこと	23名	1 回	平野澤田社労士事務所 代表 社会保険労務士 澤 田 篤 史 氏
取りはぐれないための債権回収の具体例	23名	1 回	弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士 中 村 崇 氏
北区の観光資源活用と 交流人口拡大に向けた取組みについて	20名	1 回	(公財)新潟観光コンベンション協会 堤 義 高 氏
経営者のための事業承継型M&Aの事例	14名	1 回	㈱ストライク 落 合 純 平 氏
社員を守る！健康経営による人材定着と 健康で活力ある職場づくり	14名	1 回	㈱アイセック 代表取締役CEO 木 村 大 地 氏

合 計 1,146名 19回

※経営情報等に関する有益なテキスト等を各種作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付しました。

配付したテキスト等は「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(2)経営支援に関するもの、その他）の通り（P20）

(2) 社会貢献活動

① 社会貢献活動特別講演会

令和7年3月1日（土）にANAクラウンプラザホテル新潟に於いて、講師に国際オリンピック委員会 委員の太田雄貴氏をお招きし、「継続は力なり」と題し、講演会を開催しました。

今回は286名の皆様からご参加申し込みいただき、善意のチャリティタオルが343枚集まりました。タオルは後日、新潟市社会福祉協議会や市内の老人介護施設へ寄贈しました。

② 小学校美化運動

青年部会により租税教室を実施した小学校へ、美化運動を広げていただくため花の球根を寄贈しました。

③ 税金クイズと 献血活動

青年部会は、令和7年3月2日（日）に新潟市東総合スポーツセンターで開催された男子プロバスケットボール・Bリーグの新潟アルビレックスBBの試合会場で、小学生から大人まで楽しめる税金クイズと献血活動を実施しました。当日、税金クイズには122名の方にご参加いただき、税の啓蒙活動を行うことができました。また、献血活動には57名の方から受付いただき、49名の方から献血していただきました。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、会員の減少に歯止めをかけるべく、令和6年度も「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社以上獲得運動」を中心に役員の参画と指導のもと新規加入の推進を行いました。

また、協力保険会社3社、税理士会、青年部会、女性部会及び各地域部会にも例年通り協力を要請し推進しました。

しかし、後継者問題や物価上昇等の影響により廃業・統合や経費削減を理由とする退会が増加し、残念ながら、令和7年3月末現在で2,708社と3,000社を大きく割り込んでしまっています。

〔令和6年度の施策〕

- ① 「役員一人1社以上獲得運動」の推進
- ② 年間の新規獲得数により表彰（団体、個人、特別）
- ③ 報奨金の支給
全法連の施策にあわせ、新潟法人会でも新規会員獲得者に報奨金を支給
特に令和6年度は推進員・代理店に対して上乘せ支給とした
- ④ 新設法人データの活用
- ⑤ 各研修会、新設法人税務説明会の会場で事務局が入会を勧奨

会員数 推移

(単位：社)

所管法人数	会 員 数			加入率%	R7年3月末
	R5年12月末	R6年12月末	増減数		
12,731	2,788	2,733	△55	21.5%	2,708

(2) 広報活動の充実

- ① ポスター・パンフレットによるPR
全法連のポスター・パンフレットを活用し、PRを展開しました。
 - ・キャッチコピー：「税に強い経営者が次世代を支える！」
 - ・デザインイメージ：経営者(子ども社長)と寄り添う「けんた」をアイキャッチに、「次世代」という言葉と子どものビジュアルで、税による明るい未来を目指す法人会の存在意義や社会貢献への意識を表現。
- ② 新潟日報紙面で会員企業紹介
確定申告開始時期に合わせ、新潟日報2月11日（火・祝）朝刊紙面の全面で、確定申告情報、会長挨拶、地域貢献講演会情報と会員企業の紹介広告を掲載。

(3) 部会等事業の充実

- ① 青年部会の活動
 - ・租税教育活動として、小学生高学年を対象に「租税教室」を実施
 - ・社会貢献活動として、献血活動を実施

- ・青年部会会報「夢タックス」を発行（年2回）
- ② 女性部会の活動
 - ・租税教育活動として小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」を実施
 - ・女性部会会報「ふれんず」を発行（年1回）

部員数 推移

	R5年3月末	R6年3月末	R7年3月末
青年部会	47名	42名	52名
女性部会	37名	37名	41名

(4) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤維持確保の面で重要なものであり、厚生委員会が中心となって紹介活動を展開しました。

① 福利厚生制度連絡協議会の開催

令和6年9月17日（火）第3回理事会終了後に、法人会と福利厚生制度協力保険会社3社との連携を密にするため、福利厚生制度連絡協議会を開催しました。

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和7年3月現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	24.2%	23.6%	18.5%
加入企業数	675社	648社	507社

③ 福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン “challenge100”

令和6年度は、全法連による福利厚生制度推進施策 “challenge100” キャンペーンがスタートして2年目に入るとともに、ビジネスガードが制度40周年の節目を迎えました。制度創設時の想い、原点に立ちかえり、「多くの会員企業様を守る」ために、加入企業と新契約件数の拡大に積極的に取り組みました。

(5) 会員支援事業

- ・令和6年度優良経理担当職員表彰式（第53回）

勤続10年以上の経理担当者及び5年以上の指導的立場の職員で、経営者が特に推薦する人を対象に表彰式を開催しました。

優良経理担当職員表彰式

開催日 令和6年10月22日（火）
 会場 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」
 受彰者 23社 31名（内出席23名）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。

これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

IV 管理関係

1. 事務運営態勢の確立

公益法人制度の関連法令を踏まえ、諸規程の整備を継続するとともに、ルールに基づく適正かつ合理的な事務処理体制の構築を図りました。

2. 諸会議の開催状況

(1) 第13回通常総会

開催日 令和6年6月4日（火）
会場 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 1,484社（委任状含む）

決議事項

第1号議案 令和5年度決算報告承認の件
第2号議案 理事1名の選任（案）承認の件
第3号議案 その他

報告事項

①理事会承認事項

令和5年度 事業報告
令和6年度 事業計画
令和6年度 収支予算

②その他

(2) 理事会

・第1回

開催日 令和6年5月14日（火）
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 29名（理事55名中）

決議事項

第1号議案 令和5年度事業報告承認の件
第2号議案 令和5年度決算報告承認の件
第3号議案 規程の新設の件
第4号議案 令和6年度通常総会議案「理事1名の選任（案）承認の件」
（追加上程）
第5号議案 その他

報告事項

①全法連及び新潟県連功労者表彰について
②会員増強運動表彰者について
③福利厚生制度の実績について
④その他

・第2回

開催日 令和6年6月4日（火）
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 40名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 代表理事（会長）選定の件

第2号議案 その他 顧問の選任について

・第3回

開催日 令和6年9月17日（火）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 28名（理事55名中）

報告事項

①業務執行理事の業務報告について

②令和7年度税制改正要望事項について

③会員増強運動について

④広報委員会報告について

⑤青年部会の租税教室の実施結果について

⑥e-Taxの推進について

⑦その他

・優良経理担当職員表彰について

・年末特別講演会・懇親会について

・第4回

開催日 令和7年3月7日（金）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 32名（理事55名中）

決議事項

第1号議案 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

第2号議案 令和7年度通常総会の日時及び場所

並びに議事に付すべき事項について

第3号議案 その他

報告事項

①業務執行理事の業務報告について

②令和7年度税制改正提言活動について

③令和6年12月末現在の会員数と会員増強運動について

④会報発行について

⑤女性部会の税に関する絵はがきコンクール実施結果について

⑥法人会役員が代表を務める法人のe-Taxの利用状況等について

⑦健康経営委員会の設置（プロジェクトメンバーの選定）について

⑧公益法人制度改革に伴う対応時期について

⑨定款変更決議不備についてのご報告

⑩福利厚生制度の実績について

⑪その他 会員増強ほか

(3) 総務委員会

・第1回

開催日 令和6年5月7日(火)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題 令和6年度通常総会に上程する議題について他

- ①令和5年度事業報告(案)について
- ②令和5年度決算報告(案)について
- ③規程の新設について
- ④全法連及び県連功労者の表彰者について
- ⑤会員増強運動表彰者について
- ⑥その他

・第2回

開催日 令和7年2月18日(火)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①令和7年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
- ②令和7年度通常総会開催予定について
- ③法人会役員が代表を務める法人のe-Taxの利用状況等について
- ④健康経営委員会の設置(プロジェクトメンバーの選定)について
- ⑤その他

(4) 税制委員会

・第1回(新潟県法人会連合会・新潟法人会合同税制委員会)

開催日 令和6年6月10日(月)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①全法連税制委員会の報告
- ②税制改正に関するアンケート調査結果について
- ③令和7年度税制改正要望書作成のための審議
- ④その他

(5) 広報委員会

・第1回

開催日 令和6年7月30日(火)

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①「会報155号」原稿の校正について
- ②次号「会報156号」発行計画について
- ③その他

・第2回

開催日 令和6年10月28日（月）

場 所 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①「会報156号」原稿の校正について
- ②次号「会報157号」発行計画について
- ③その他

・第3回

開催日 令和7年1月29日（水）

会 場 にいがた法人会館 2階 会議室

議 題

- ①「会報157号」原稿の校正について
- ②次号「会報158号」発行計画について
- ③その他

(6) 事業研修委員会

・第1回

開催日 令和6年9月6日（金）

場 所 「岡田」会議室

議 題

- ①優良経理担当職員表彰式日程について
- ②優良経理担当職員表彰者の選考について
- ③特別講演会開催について
- ④表彰式当日の役割分担について
- ⑤その他

・優良経理担当職員表彰式

開催日 令和6年10月22日（火）

場 所 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」

表彰者 23社 31名（内出席23名）

出席者 合計47名

(7) 厚生委員会

・福利厚生制度連絡協議会

開催日 令和6年9月17日（火）

場 所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

議 題

- ①福利厚生制度の現況と今後の推進について
大同生命保険㈱・AIG損害保険㈱・アフラック生命保険㈱
- ②大型保障制度 表彰式
- ③その他

・第1回

開催日 令和6年11月27日（水）
場 所 にいがた法人会館 2階 会議室
議 題

- ①福利厚生制度の推進について
- ②その他

(8) その他会議・行事等

①地域部会事務連絡会

開催日 令和6年7月23日（火）
場 所 にいがた法人会館 2階 会議室
議 題

- ①新潟法人会の現状および最近の動きについて
 - ・令和5年度決算
 - ・令和6年度予算
 - ・令和6年度事業計画
 - ・令和7年度税制改正要望事項について
 - ・その他
- ②現在の会員数および会員増強運動について
- ③福利厚生制度の推進について
- ④各地域部会の現況
 - ・各地域部会からの意見、要望
- ⑤その他
 - ・今後の予定、他

②新潟税務署管内税務団体協議会 総会

開催日 令和6年6月13日（木）
会 場 新潟税務署 2階 会議室
議 題

- ・令和5年度事業報告について
- ・令和5年度収支決算報告について
- ・令和6年度事業計画（案）について
- ・令和6年度収支予算（案）について

③新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和6年9月12日（木）
会 場 新潟税務署 2階 会議室
議 題

- ・令和6年度「税を考える週間」の行事予定について
- ・令和6年度「納税表彰式」について
- ・その他

④令和6年度 新潟市租税教育推進協議会 定期総会

開催日 令和6年11月11日（月）

会 場 新潟税務署 2階 会議室
議 題 ・ 令和5年度事業報告
・ 令和6年度事業計画（案）
・ その他

⑤令和6年度 納税表彰式

開催日 令和6年11月14日（木）
式 場 ホテルイタリア軒 5階「トリノ」

⑥「税を考える週間」第3回イータ君カップ

開催日 令和6年11月24日（日）
会 場 新潟市体育館

⑦新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和7年1月16日（木）
会 場 新潟税務署 2階 会議室
議 題 ・ 令和6年度「税を考える週間」の行事実施結果について
・ 令和6年度分確定申告期における広報計画について
・ 令和6年度「税を考える週間」イベントについて
・ 令和7年度収支予算（案）について
・ 令和7年度事業計画（案）について

(9) 部会関連

〔青年部会関係〕

令和6年	4月3日	局連合同セミナー打合せ会議（Zoom）
〃	4月10日	役員会・合同委員会 第1回研修会「災害と税」 新潟税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 羽賀 智信 氏
〃	5月8日	役員会・合同委員会 新潟法人会青年部会女性部会合同スポーツ大会
〃	6月5日	局連合同セミナー打合せ会議（Zoom）
〃	6月19日	役員会・合同委員会 第13回通常総会 講演会「ちょっと気になるお酒の話 Ver2.1」 新潟税務署長 田中 豊 氏
〃	7月1日	県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	7月10日	役員会・合同委員会
〃	8月7日	局連合同セミナー打合せ会議（Zoom） 役員会・合同委員会・租税教室研修会・意見交換会
〃	9月4日	局連合同セミナー打合せ会議（Zoom）
〃	9月11日	役員会・合同委員会

令和6年	9月13日	関東信越法人会連絡協議会 青年部会連絡協議会 合同セミナー 部会長サミット、交流懇親会：於 ホテルイタリア軒
〃	10月9日	役員会・合同委員会
〃	10月24日	第40回県連青年部会連絡協議会合同セミナー 講演会「発見！ローカルビジネスのたね ～地方だからできること～」 women farmers Japan株式会社 代表取締役 佐藤 可奈子 氏 妻有ビール株式会社 代表取締役 高木 千歩 氏 農家民宿茅屋や 代表 高橋 美佐子 氏
〃	11月7・8日	第38回「法人会全国青年の集い」(福井大会) 部会長サミット
〃	11月13日	役員会・合同委員会・健康経営研修会
〃	12月4日	県連青年部会連絡協議会正副会長会議 (Zoom)
〃	12月11日	令和6年度 企業訪問研修 役員会・合同委員会
令和7年	1月15日	役員会・合同委員会・会員交流会 (モルック競技会)
〃	2月12日	役員会・合同委員会・租税教室研修会
〃	3月2日	地域社会貢献活動 献血活動・税金クイズ ：於 新潟市東総合スポーツセンター
〃	3月12日	役員会・合同委員会・歓送迎会
〃	3月14日	県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	3月25日	新潟市租税推進協議会 租税教室意見交換会出席

〔女性部会関係〕

令和6年	4月18日	全国女性フォーラム (広島大会) 参加
〃	5月15日	第1回定例会
〃	6月7日	全法連：女連協定時連絡協議会出席
〃	6月25日	第13回通常総会 講演会「危機をチャンスに変える逆転の発想」 (株)カーブドッチ 代表取締役 掛川 千恵子 氏
〃	7月19日	県連：女性部会連絡協議会正副会長会議
〃	8月20日	第2回定例会
〃	9月27日	県連：女性部会連絡協議会 合同セミナー in 高田 トークセッション「上越を彩る桜のように輝く女性たち」 (有)勝建設 代表取締役 大島 静子 氏 (株)COMORE 代表取締役 齊木 寛美 氏 (株)エム・コミュニケーション 代表取締役 野本 幸 氏
〃	10月7日～9日	税に関する絵はがきコンクール 最終審査
〃	12月13日	企業訪問

令和7年	2月5日	講演会及び新年会 講演会「M&A・事業承継について」 弁護士法人中村・大城国際法律事務所 弁護士 大出 竜也 氏
〃	3月25日	第3回定例会

〔地域部会関係〕

新潟西地域部会

令和6年	5月23日	令和6年度定時総会
〃	11月15日	合同講演会「事業承継に係る税務のポイント」

白根地域部会

令和6年	4月8日	若手・新人社員研修
〃	4月18日	令和6年度定時総会 研修会「定額減税の概要」
〃	11月26日	経済講演会「幸せな人生を送る為の睡眠改善 あなたはどの動物タイプ？」
令和7年	1月15日	研修会「労働環境で今、気を付けたいこと」

亀田地域部会

令和6年	5月22日	令和6年度定時総会 研修会「定額減税について」
令和7年	2月26日	セミナー「任意後見制度と家族信託」
〃	3月5日	視察研修・村上市「大洋酒造、富士美園、町屋のお人形さま巡り」

黒埼地域部会

令和6年	5月29日	令和6年度定時総会
〃	12月11日	研修会「取りはぐれないための債権回収の具体例」

豊栄地域部会

令和6年	5月22日	第35回定時総会 セミナー「令和6年度主要税制改正の概要について」
〃	9月27日	セミナー「北区の観光資源活用と交流人口拡大に向けた取組みについて」
〃	11月29日	セミナー「経営者のための事業承継型M&Aの事例」
令和7年	2月5日	セミナー「社員を守る！健康経営による人材定着と健康で活力ある職場づくり」

《功勞による受彰者》

令和7年度 全国法人会総連合功勞者表彰（単位会関係）

《表彰状》

栗田 浩（常任理事）

山作奈穂子（常任理事）

川口 栄介（理 事）

令和7年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（単位会役員関係）

《表彰状》

高橋 尚子（副 会 長）

伊藤 尚（常任理事）

大杉 一文（理 事）

梶山美佐男（理 事）

田中 一昭（監 事）

令和7年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（事務局専従役職員関係）

該当なし

以上

研修・セミナーで配付したテキスト等

(1)税に関するもの

- ①令和 6 年度 税制改正のあらまし
- ②事例でわかる！インボイスのアウト・セーフ
- ③令和 6 年版 土地・建物の税金ガイド
- ④令和 6 年版 主要税法便覧
- ⑤経営のバトンタッチをスムーズに 事業承継税営のキホン
- ⑥令和 6 年 定額減税源泉事務 Q & A
- ⑦令和 6 年度 ことしの税制改正のポイント
- ⑧令和 6 年度版 知っておきたいくらしの税金ガイド
- ⑨令和 6 年版 資産づくりのキホン
- ⑩令和 6 年度 とっておきの相続・事業承継成功のツボ
- ⑪パッとわかる交際費課税
- ⑫くらしの税金百科2024～2025
- ⑬令和 6 年分 Q&A 年末調整の実務ガイド
- ⑭確定申告ガイドブック
- ⑮令和 6 年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑯令和 6 年 定額減税のポイント
- ⑰令和 6 年分 わかりやすい年末調整実務のポイント
- ⑱令和 6 年版 源泉所得税実務のポイント
- ⑲令和 6 年版 会社の決算・申告の実務
- ⑳小学校向け租税教育用マンガ「おじいさんの赤いつぼ」
- ㉑租税教室用テキスト「キミも納める！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」
- ㉒令和 6 年度版 新設法人のための「会社の税金ガイドブック」
- ㉓令和 6 年度版 会社取引をめぐる税務 Q & A
- ㉔令和 7 年度 速報 税制改正のあらまし
- ㉕令和 7 年度 ここが変わる！ことしの税制改正
- ㉖一目でわかる！会社税務・労務の手続きカレンダー
- ㉗自主点検チェックシートチラシ

(2)経営支援に関するもの、その他

- ①令和 6 年度版 労務・社会保険法令の改正対応リスト
- ②今、何をすればいい？人材不足時代の外国人雇用ガイド
- ③会社がもらえる助成金活用のポイント
- ④基礎からわかる社会保険・労働保険の事務手続
- ⑤定年前後のしくみと手続き 年金・保険・税金
- ⑥知って安心 あなたの年金 Q & A
- ⑦中小企業の「人材確保・DX」サポート BOOK

- ⑧ワンランク上のテーブルマナー
- ⑨社長が知っておきたい労務のギモン
- ⑩AIを味方にする あなたの仕事と会社業務
- ⑪ここが危ない！会社のデジタル化とセキュリティ対策
- ⑫中小企業のための経理デジタル化ガイドブック
- ⑬基本が身につく！ビジネスマナー

新潟県連と合同でまとめた要望事項

令和 7 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

公益社団法人 新潟法人会

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はほぼ収束し、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、エネルギー価格や原材料価格などから物価上昇がもたらされています。また、政府から消費喚起や物価高対策のため賃金引き上げの要請があり、金融政策では異次元緩和からの脱却により我が国の経済財政運営は平時に切り替わってきています。そのような経営環境の中、依然として地域の中小企業・小規模事業者ではコロナ禍の影響から立ち直れず、業況・業績が悪化しているところも少なくありません。その上、人出不足・人材不足も深刻化しています。企業の経営上の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

また、国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など「異次元の少子化対策」の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、超高齢化社会が急速に進展する中、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

すなわち、地域経済と雇用を担う中小企業の再起・活性化を図ることが不可欠でありさらなる大胆な改正が求められるとともに、併せて、行財政改革の検討も行い必要があります。基本的に、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。緊縮財政や増税に頼ることでは課題は解決しません。

第二 行財政改革の徹底

令和 6 年度予算編成は、歳入112.6兆円のうち、税収は69.6兆円、国債の新規発行額は35.4兆円であり、公債依存度は31.5%となっています。また令和 6 年度末の国および地方の長期債務残高は1,315兆円となる見込みです。本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、△0.2%（△1.1兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みです。

政府では防衛費の増額や児童手当の拡充等が検討されており、その安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要です。その上、コロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題であり、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。歳出を先行させその財源を議論せずに進めることは慎むべきです。

財政健全化に向けて、本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められます。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中で、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
7. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたります。この歴史的転換期において、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に、コロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくなく、自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和7年3月までです

が、引き続き本則化することを要望します。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げる必要があります。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長することを求めるとともに、昭和56年以来、引き上げできない理由をお示しいただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきです。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、本則化すべきです。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

中小企業の生産性を向上させ、稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するために、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、特別償却または税額控除のいずれかを認める制度について、本則化すべきです。なお、直ちに困難な場合は、令和7年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長することを求めます。

4. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難いです。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきです。さらに、免税事業者から課税事業者へ変更した場合、消費税の2割特例が令和8年9月まで適用されますが、そもそも対象は小規模事業者が多いことを鑑み、事務負担の軽減の観点から特例を本則化すべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。インボ

イス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。さらに、電子帳簿保存制度を業者のソフトを使わなくても簡単に組み入れる仕組みにするべきです。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものです。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、取引相場がない中、評価のあり方を見直し、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。併せて、相続税、贈与税の納税猶予制度の充実や、相続時精算課税制度など生前贈与の更なる拡充により親族間での後継者への資産移転に関しても配慮して行くことが必要です。

第七 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきです。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要があります。

マイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要です。その最も有効な手段の一つはマイナンバーカードの健康保険証利用といわれていますが、まず官から徹底的に利用し有効性をPRしていくべきです。また、各種行政サー

ビスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効です。更に利便性向上のために事業者には負担がかからない前提でスマートホンでの健康保険証としての利用を可能とするなど、システム対応が望まれます。

制度の運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要です。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されていますが、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

より良い会社にしていくために経営者は様々な研修に参加していますが、経費として認められないのが現状です。同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきです。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきです。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。特に、令和6年度の定額減税導入時には企業での

事務負担が極めて大きかったことから、様々な改正等においては単純化した制度設計を望みます。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきです。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の（5,000万円＋1,000万円×法定相続人数）水準にまで戻すこと。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要です。

(2) 経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず見直しされない理由をお示しいただきたい。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。直ちに引き上げできない場合は、社会情勢が変化しているにも関わらず昭和63年度の改正以降見直しされない理由をお示しいただきたい。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3カ月以内（現行2カ月以内）とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなっており、廃止するべきである。

以 上

令和7年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済ス

ライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と用途の透明化。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっ

ている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをしないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。
- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人会が要望した項目のうち改正が行われたもの

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをしないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・ 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・ 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・ 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 ・ 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。